



12月定例会
12月1日～18日

主な内容

- 本会議のあらまし 2
- 質疑 3～4
- 一般質問 5～11
- 意見書 9～11
- 一般・各特別会計決算/水道事業決算 12～13
- 委員会審査 13～14
- 陳情審査の結果 14～15
- 審議した議案とその結果 16

12月定例会

新学校給食センター新築工事請負契約^ほか

原案のとおり可決

本会議の
あらまし

十二月定例会は、十二月一日から十八日までの十八日間の会期で開かれました。

初日には、閉会中の継続審査となっていた平成十九年度の決



起立採決の結果、原案のとおり可決

算認定議案の審査結果について、

各決算特別委員長からそれぞれ原案承認の報告がありました。

一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は、二名の議員から反対討論があり、起立採決の結果、

賛成多数で委員長報告のとおり認定し、水道事業会計決算は、討論もなく、委員長報告のとおり認定しました。

続いて、議案第八十二号を承認した後、議案第八十三号から議案第一百十二号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明がありました。

三日には議案第八十三号から議案第一百十二号に対し、四名の議員が質疑を行いました。

四日から九日までは一般質問があり、十五名の議員が市政全般について質問しました。

議案の細部にわたる審査は十日に都市経済、教育民生、十一日に総務、生活環境の各委員会で順次所管事項に基づいて行わ

れました。

十八日の最終日には、所管の委員会に付託していた議案及び陳情の審査結果について、各委員長から報告がありました。議

案の審査結果は、いずれも原案承認であり、四名の議員が反対賛成の討論を行い、起立採決の

結果、賛成多数でいずれも原案を可決しました。

また陳情二件は起立採決の結果、委員会審査結果のとおり「中央保育所の現在地もしくは近隣地存続に関する陳情」は趣旨採択、「原田保育所の存続に関する陳情」は継続審査となりました。

続いて、議案第一百十三号を原案のとおり可決、議案第一百十四号を原案のとおり同意しました。

最後に、意見書案二件を可決し、政府関係機関と国会へ送付することにしました。

以上で、今期定例会は閉会しました。

討論

決算認定議案

横川 重行

①認定第一号（公平委員会の訴訟に係る支出、総合運動公園整備事業、新学校給食センター整備事業）（①に反対）

高田 重明

①認定第一号（公平委員会の訴訟に係る支出、飯山・綾歌循環線の廃止、有線放送撤去事業、同和对策事業、障害者福祉単独事業の後退部分、保育所民営化等方針策定事業、浄化槽清掃の許可業者制、土器川生物公園整備事業、総合運動公園多目的広場整備事業、新学校給食センター整備事業、公共用地取得（競艇バス駐車場、下水道使用料の値上げ）

（①に反対）

一般議案

三木 まり

①指定管理者の指定（丸亀駅西自転車駐車場ほか四施設）
②工事請負契約の締結（新学校給食センター新築工事）③

①厨房機器等）（①～⑤に反対）

香川 脩

①競艇事業会計補正予算②工事請負契約の締結（新学校給食センター新築工事）③工事請負契約の締結（新学校給食センター新築に伴う機械設備工事）④工事請負契約の締結（新学校給食センター新築に伴う電気設備工事）⑤物品の購入（新学校給食センター厨房機器等）（①～⑤に賛成）

高田 重明

①競艇事業会計補正予算②国民健康保険税条例の一部改正
③指定管理者の指定（丸亀駅西自転車駐車場ほか四施設）
④指定管理者の指定（飯山総合運動公園体育館ほか二施設）
⑤工事請負契約の締結（新学校給食センター新築工事）⑥工事請負契約の締結（新学校給食センター新築に伴う機械設備工事）⑦工事請負契約の締結（新学校給食センター新築に伴う電気設備工事）⑧物品の購入（新学校給食センター厨房機器等）（①～⑧に反対）

質疑

質問者・項目

太字の項目は本文中に
要約文を掲載

三木 まり

①一般会計補正予算（債務負担行為）②国民健康保険税条例の一部改正③指定管理者の指定（丸亀駅西自転車駐車場ほか四施設）④業務委託契約の締結（消防防災通信指令システム整備事業業務委託）

倉本 清一

①競艇事業会計補正予算②美

術館条例の一部改正③工事請負変更契約の締結（西中学校校舎改築工事）

中谷真裕美

①国民健康保険税条例の一部改正②指定管理者の指定（丸亀駅西自転車駐車場ほか四施設）③指定管理者の指定（飯山総合運動公園体育館ほか二施設）④業務委託契約の締結（消防防災通信指令システム整備事業業務委託）

尾崎淳一郎

①一般会計補正予算（債務負担行為）②競艇事業会計補正予算③工事請負契約の締結（防災行政無線施設整備工事）

指定管理者の

選定方法について

☑三木議員 丸亀駅西自転車駐車場ほか四施設の指定管理者の選定方法について伺いたい。

公正取引委員会が調査に入っている団体が応募してきた場合に応募を受け付けるのか。

また、選定に当たっては審査基準が設定されているが、その中に各施設で実際に働く人の雇

用形態や労働条件は入っていない。今回選定された業者は高松市に営業所があり、雇用形態を把握していないと、公の施設での指定管理者制度導入によって丸亀市民の雇用を狭めることになる。雇用形態等についての審査基準を加えるよう見直しをすることを考えはないのか伺いたい。

☑都市経済部長 指定管理者の選定方法は、丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第四条の選定基準に基づき、公平かつ適正に選

定することを目的として設置されている選定委員会で審査項目を採点し、総合的に評価した上で候補者を選定している。



指定管理者が管理運営する自転車駐車場

定する。また、雇用形態の把握については、応募者が提出する施設の管理業務に関わる体制の中で従事員の構成及び人員等を確認している。雇用形態や条件自体は審査対象としていないが、審査基準の中で施設の適正な維持管理及びサービスの向上を図れる能力を有していることが挙げられているので、見直しについては地域貢献度としての審査項目を今後の検討課題と考えている。

募集要項の中に応募資格（欠格事項）があり、それに該当しなければ応募は受け付ける。また、雇用形態の把握については、応募者が提出する施設の管理業務に関わる体制の中で従事員の構成及び人員等を確認している。雇用形態や条件自体は審査対象としていないが、審査基準の中で施設の適正な維持管理及びサービスの向上を図れる能力を有していることが挙げられているので、見直しについては地域貢献度としての審査項目を今後の検討課題と考えている。

工事請負契約の締結（新学校給食センター新築に伴う機械設備工事）④工事請負契約の締結（新学校給食センター新築に伴う電気設備工事）⑤物品の購入（新学校給食センター

内田俊英

①指定管理者の指定（丸亀駅西自転車駐車場ほか四施設）②指定管理者の指定（飯山総合運動公園体育館ほか二施設）①②に賛成

審査項目の内容については、募集要項や指定管理者候補者の選定結果として、市のホームページで公表している。

美術館条例の

一部改正について

☑倉本議員 美術館の利用は従来いろいろな規制があったが、開かれた美術館を目指するため一般へも広く開放しようとの考え方から、今回丸亀市美術館条例の一部改正が上程されている。

それにより、ミュージアムホールの一般使用が許可されるが、対象者は具体的にどのようなように考えているのか。

また、ミュージアムホールの使用料を設定しているが、使用料の算定根拠も併せて伺いたい。

☑教育部長 美術館の設置目的は、「文化的で情緒に富んだ憩いの場として活用すること」と条例で規定されている。この文化の範囲は丸亀市文化振興基本計画の対象とする文化芸術の範囲で、具体的には音楽、演劇、舞踊、映像などの芸術や講談、



市民に開かれた美術館を目指します

落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱などの芸能、その他伝統芸能や生活文化まで幅広く規定されている。したがって、ミュージアムホールの使用許可の対象は、美術館の管理運営に支障をきたさない範囲において、文化的行事を行う市民、市民団体、その他市外の方々にも広く利用していただきたいと考えている。

また使用料の算定は、これまで行政財産の目的外使用によるホールの使用料として全日・午前・午後の時間帯に区分しており、時間単価に換算すると、四千三百七十五円から七千円の範囲である。そこで現在の使用料の額を前提に、市内外の類似施設の使用料を参考に一時間あたり五千円と設定した。

消防通信指令システム 過去の整備との関連は

◎中谷議員 消防防災通信指令システムは、新消防庁舎の建設にあわせて四億九千三百五十万円で整備するものである。

現在の通信指令システムは平成十三年に新消防庁舎になってからも対応できるように整備し、また平成十六年には合併後も対応



訓練に励む消防隊員は真剣そのもの

ができるように整備をしており、合計約一億四千万円の費用がかかっている。今回新しい通信指令システムを整備することで、

今までの施設は不要になる。今回の整備理由は、新消防庁舎建設にあわせて新しくしないといけない、また合併で人口が十一万人に増えたことで現在の施設で対応できないということ、過去に整備をした時の説明と全く変わっている。過去の整備事業と今回の整備との関連を説明していただきたい。

◎尾崎議員 現在使用している通信指令システムを整備するにあたり、平成二十二年の議会において新消防庁舎への移設を視

野に入れて整備すると答弁していたが、新庁舎の移転が早期にできず、新消防庁舎は平成二十一年度の完成になる。通信指令システムの耐用年数は約十年であり、そのため老朽化が進んでいる。また、現在使用している通信指令システムは人口十万人未満を対象としたI型で、今回導入予定の通信指令システムは、人口十万人以上四十万人未満を対象としたII型である。平成十七年の合併により人口が十一万人を超え、現在設置しているI型では対応が困難である。そこで、現在使用している通信指令システムを移設せずに、新しい通信指令システムの導入を決定した。

競艇防風ネット 整備の必要性は

◎尾崎議員 平成二十一年度からの競艇事業のナイターレース開催にあたり、冬場の夜間に強くなる季節風への対策として、防風ネット施設整備の補正予算が計上されている。本市は財源がないと言って福祉施策を切り捨ててきている中、強風によるレースの中止が年に数回しかないものに六億八千万円の予算をかけて整備する必要があるのか疑問である。市民の皆様が納得いく説明をお願いしたい。

◎中谷議員 丸亀競艇は売り上げが厳しい競艇業界の中で、持続可能な事業とするため、インターネット映像等による全国に向けた営業を強化することとし、平成二十一年度からナイターレースに取り組み。丸亀競艇は他の競艇場と比べ、競走水面が荒れるという弱点があり、開催中止やレース中断は年間二回から四回程度だが、水面が荒れると選手も思い切ったレース展開ができず、レースの魅力が欠くことになり。平成十九年

度風の影響でボートに安定板をつけてレースを行った回数が六十五回あり、フライングも多く発生している。これは全国展開の営業上マイナス要因であり、ナイターになるとさらに条件が悪くなる。信頼ある競走水面でよりよいレースを展開し、全国のお客様に投票しやすい競艇場として確立していくことが必要であり、ナイター営業において、

少なくとも全国のポトピアで、またインターネットで丸亀競艇を選択してくれば、売り上げが確保され、市財政に貢献できる経営体質にもつながるため、この事業は必要と考えている。



ナイターレースに向け施設整備が進む競艇場